給与債権(勤務先)の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧

これらはいずれも 最低限必要な書類で、事案によっては、さらに追加の書面が必要な場合があります。

R8.4 東京地方裁判所民事第21部

申立ての別	① 生命身体の損害賠償	② 養育費等 債務名義	③ 養育費等 先取特権	民事執行法197条1項1号又は同条2項1号に基づく申立ての場合 【要件A】	民事執行法197条1項2号又は同条2項2号に基づく申立ての場合 【要件B】
申立ての要件				強制執行又は担保権の実行における**配当又は弁済金交付期日**の手続(本件申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。)において、請求債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。	知れている財産に対する強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明があった場合で、左記の民執法197条1項1号の要件以外の場合。 執行手続が取下げ等で終了した場合はこちらです。
				民事執行法205条2項 申立ての日前3年内に財産開示期日が実施されたこと(財産開示期日において開示義務者が不出頭の場合や、陳述をしなかった場合も含みます。)。	
				民事執行法206条1項 ①②のいずれかの請求権について執行力のある債務名義の正本を有すること。	
	①			→ ① 人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権	
		②		→ ② 民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権(養育費等)※	
				民事執行法206条2項	
			③	→ ③ 民法306条3号(子の監護費用)に係る一般先取特権を有すること。※	
				※②と③は、ワンストップ執行手続対象。情報取得事件申立時に「反対の意思表示」の上申書を提出しない限り、差押命令事件も申し立てたとみなします。	

申立てに必要な書類		①	②	③	【要件A】 配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。	【要件B】
	申立て別	□	□	□	・配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し	
		□	□	□	・不動産競売開始決定写し	
		□	□	□	・債権差押命令写し	
		□	□	□	・配当期日呼出状写し	
		□	□	□		・財産調査結果報告書 及び 疎明資料
	共通のもの	□	□	□	・財産開示実施証明書 又は 財産開示期日調書(写し)及び財産開示の実施決定正本(写し)	
		□	□	□	・情報取得手続の申立手数料 収入印紙1,000円	
			□	□	・差押命令手続に進み、裁判所から連絡があったら、更に差押命令手続の申立手数料として、収入印紙4000円(債務名義と先取特権の同時申立ての場合は8000円)分、次頁の郵便切手及び申立人宛て封筒等を納めてください。	
		□	□	□	・民事執行予納金 6,000円 ※ 第三者が1名増えるごとに +2,000円	
		□	□	□	・(郵送で申し立てる場合)切手 110円分 民事執行予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に登録コードをお知らせください。この場合は110円分の切手は不要です。	
					【申立書】 申立書は、債務者ごと・取得しようとする情報の種類ごとに作成していただくようお願いします。	
		□			・申立書頭紙 + 当事者目録 + 請求債権目録 ※「～目録」は原本のほか、写し1部。	
			□		・ワンストップ 申立書頭紙 + 当事者目録 + 請求債権目録 ※「～目録」は原本のほか、写し1部。	
				□	・ワンストップ 申立書頭紙 + 当事者目録 + 担保権・被担保債権・請求債権目録 ※「～目録」は原本のほか、写し1部。	
			□	□	・ワンストップ 差押債権目録 ※差押命令手続移行後の提出も可。 ※原本のほか、写し1部。	
		□	□		・執行力のある債務名義の正本 及び 写し1部	
		□	□		・送達証明書(必要な場合は、確定証明書) 及び 写し1部	
		□	□		更正決定等がある場合には、更正決定正本及び同決定書の送達証明書等も必要になります。また、債務名義正本に承継執行文が付されているような場合には、債務名義正本の送達証明書に加え承継を証する書面の謄本及び承継執行文謄本の送達証明書も必要となります。	
					【先取特権(担保権)の存在を証明する資料】 ※資料はすべて、原本のほか、写し1部。	
				□	法定養育費の場合➡・債権者及び子の戸籍謄本(全部事項証明書) R8.4.1以降の離婚と子がいる事実が分かるもの	
				□	・離婚後から現在まで連続した、子を含む世帯全員の住民票又は戸籍附票 (現在の分は申立て日から3か月以内に発行されたもの)※住民票上、子と継続して同居していることが明らかでない場合、保育園や学校等との継続的なやり取りが分かる資料、子が同居者として記載された自宅の不動産賃貸借契約書等が必要です。	
				□	形成養育費の場合➡・調停調書謄・正本/ 審判書謄・正本と確定証明書/ 公正証書謄・正本 /人事訴訟の判決書謄・正本と 確定証明書又は執行文/ 父母作成の私文書原本 のいずれか	
				□	・私文書の場合:債務者の署名押印の真正を証する印鑑登録証明書や離婚届 等	
				□	婚姻費用の場合 ➡・調停調書謄・正本/ 審判書謄・正本と確定証明書/ 公正証書謄・正本 /人事訴訟の判決書謄・正本と確定証明書又は執行文/ 父母作成の私文書原本 のいずれか	
				□	・私文書の場合:債務者の署名押印の真正を証する印鑑登録証明書や離婚届 等	
		□	□	□	資格証明書等 ※法務局で取得してください。 ・第三者(日本年金機構、法人登記のある共済組合) 及び 申立人が法人の場合 :申立日から3か月以内に発行された代表者事項証明書 代表者事項証明書の代わりに商業事項証明書を提出しても問題ありません。	
					【債務名義(**法定養育費に係る担保権実行の場合は離婚時**)の当事者の表示(住所・氏名又は名称)と現在の住所・氏名又は名称と異なっているとき】 【債務者の特定に資する事項において、生年月日、旧姓、通称、旧住所、旧本店所在地等を記載するとき】	
		□	□	□	・個人の場合:住民票、戸籍謄本または戸籍の附票等(申立日から3か月以内に発行されたもの) 氏名・住所のつながり(異動履歴・異動前住所)や生年月日、旧姓、通称、旧住所の証明のために必要です。	
		□	□	□	・法人の場合:つながり(異動履歴)の記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等が必要です。	
		□	□		・債務名義等還付申請書(同受領書)	
			(□)	(□)	・上申書(第三者からの情報取得手続用) 【差押命令の申立てを求めない場合(反対の意思表示)】 ➡ワンストップ申立書をそのまま使用してください。申立書のうち「差押債権目録」の提出は不要です。	

令和7年5月12日以降に債権差押命令を申立てされる方へ

令和7年5月12日以降受理した事件につき、配達日指定上申に対応しない取扱いに運用を変更いたします。それに伴い予納郵便切手の金額及び内訳が変更されます。
つきましては、同日以降の申立てについては、次のとおりの郵便切手を予納していただくようご協力ください。

（ 令和6年10月1日郵便料金改定に対応 ）

予納郵便切手一覧表（債権執行）

東京地方裁判所民事第21部債権執行係

申立て種類		予納郵便切手								備考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計	うち申立書に執行費用として計上できる額	
①	債権・その他財産権差押命令	5枚	10枚		5枚	5枚	5枚	4，000円	陳述催告あるとき 3，320円 陳述催告ないとき 2，660円	
債務者1名増えるごとの加算基準		2枚	2枚		1枚	1枚		1，290円	1，220円	
第三債務者1名増えるごとの加算基準（陳述催告あり）		3枚	3枚		2枚	3枚		1，990円	1，880円	第三債務者は、送達先ごとに1名として計算する。
第三債務者1名増えるごとの加算基準（陳述催告なし）		2枚	2枚		1枚	1枚		1，290円	1，220円	同　上
②	転付命令 （差押命令発令後に申し立てる場合）	4枚	5枚					2，550円		当事者1名増すごとに500円×2枚、110円×2枚（合計1，220円分）を追加
③	売却命令 譲渡命令	8枚	5枚	10枚	5枚	15枚	5枚	6，150円		当事者1名増すごとに500円×2枚、100円×2枚、20円×1枚（合計1，220円分）を追加 評価を伴う場合は、500円×4枚、100円×3枚、10円×3枚（合計2，330円分）を追加
④	執行異議	8枚	6枚	5枚		7枚	20枚	5，500円	※収入印紙 500円	当事者1名増すごとに500円×4枚、110円×2枚、100円×4枚、20円×9枚、10円×20枚（合計3，000円分）を1組追加
⑤	執行抗告								※収入印紙 1000円	

（注）重量超過や速達等の場合には、切手の追納が必要となることがあります。